

6 救急医療

○求められる医療機能

1 救護

(1) 目標

- ・ 患者あるいは周囲の者が、必要に応じて、速やかに救急要請及び救急蘇生法を実施すること
- ・ メディカルコントロール体制の整備により、救急救命士等の活動が適切に実施されること
- ・ ドクターヘリ、ドクターカーを有効に活用すること
- ・ 実施基準の運用により、傷病者の搬送及び医療機関への受入れが適切に行われること
- ・ 地域住民の救急医療への理解を深める取組が行われること

(2) 住民等に求められる事項

- ・ 講習会等の受講により、傷病者に対する応急手当、A E Dの使用を含めた救急蘇生法が実施可能であること
- ・ 傷病者の救護のため、必要に応じて適切かつ速やかに救急要請を行うこと、あるいは適切な医療機関を受診すること

(3) 消防機関の救急救命士等に求められる事項

- ・ 住民等に対し、応急手当、A E Dの使用を含めた救急蘇生法等に関する講習会を実施すること
- ・ 脳卒中、急性心筋梗塞等、早期の救急要請が必要な疾患について、関係機関と協力して住民教育を実施すること
- ・ 搬送先の医療機関の選定に当たっては、実施基準等により、事前に各救急医療機関の専門性等を把握すること
- ・ 地域メディカルコントロール協議会により定められたプロトコール（活動基準）に則し、心肺機能停止、外傷、急病等の患者に対して、適切な観察・判断・処置を実施すること
- ・ 搬送手段と適切な急性期医療を担う医療機関を選定し、傷病者を速やかに搬送すること
- ・ 緊急な医療を必要とする精神疾患を有する患者等の搬送に当たっては、精神科救急情報センターを活用し、精神科救急医療体制との十分な連携を図ること

(4) メディカルコントロール協議会等に求められる事項

- ・ 救急救命士等の行う処置や、疾患に応じたプロトコール（活動基準）を策定し、事後検証等によって随時改訂すること
- ・ 実施基準を踏まえ、搬送手段を選定し、適切な医療機関に搬送するためのプロトコールを策定し、事後検証等によって随時改訂すること
- ・ 医師から救急救命士に対する直接指示・助言体制を確立すること

- ・ 救急救命士等への再教育を実施すること
- ・ ドクターカーやドクターヘリ等の活用の適否について、地域において定期的に検証すること
- ・ ドクターヘリや防災ヘリコプター等の活用の際には、関係者の連携について協議する場を設け、効率的な運用を図ること

2 救命医療（第三次救急医療）

（1）目標

- ・ 24時間365日、救急搬送の受入れに応じること
- ・ 患者の状態に応じた適切な情報や救急医療を提供すること

（2）医療機関に求められる事項

- ・ 脳卒中、急性心筋梗塞、重症外傷等の患者や、複数の診療科にわたる重篤な救急患者を、広域災害時を含めて24時間365日必ず受け入れることが可能であること
- ・ 集中治療室（ICU）、心臓病専用病室（CCU）、脳卒中専用病室（SCU）等を備え、常時、重篤な患者に対し高度な治療が可能なこと
- ・ 救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事すること（救急科専門医等）
- ・ 必要に応じ、ドクターヘリ、ドクターカーを用いた救命救急医療を提供すること
- ・ 救命救急に係る病床の確保のため、一般病棟の病床を含め、医療機関全体としてベッド調整を行う等の院内の連携がとられていること
- ・ 急性期のリハビリテーションを実施すること
- ・ 急性期を経た後も、重度の脳機能障害（遷延性意識障害等）の後遺症がある患者、精神疾患を合併する患者、人工呼吸器による管理を必要とする患者等の特別な管理が必要なため退院が困難な患者を転床、転院できる体制にあること
- ・ 実施基準の円滑な運用・改善及び都道府県又は地域のメディカルコントロール体制の充実に当たり積極的な役割を果たすこと
- ・ DMAT派遣機能を持つ等により、災害に備えて積極的な役割を果たすこと
- ・ 統合型医療情報システム等を通じて、診療機能を住民・救急搬送機関等に周知すること
- ・ 医師、看護師等の医療従事者に対し、必要な研修を行う体制を有し、研修等を通じ、地域の救命救急医療の充実強化に協力すること
- ・ 都道府県又は地域メディカルコントロール協議会に医師を参加させるとともに、救急救命士の気管挿管・薬剤投与等の病院実習、就業前研修、再教育などに協力すること
- ・ 「救急病院等を定める省令」に基づき県知事により指定された救急病院であること

（3）医療機関の例

- ・ 救命救急センター

3 入院救急医療（第二次救急医療）

（1）目標

- ・ 24時間365日、救急搬送の受入れに応じること
- ・ 傷病者の状態に応じた適切な情報や救急医療を提供すること

(2) 医療機関に求められる事項

- ・ 救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事すること
- ・ 救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること
- ・ 救急医療を要する傷病者のために優先的に使用される病床又は専用病床を有すること
- ・ 救急隊による傷病者の搬送が容易な場所に所在し、かつ、傷病者の搬入に適した構造設備を有すること
- ・ 急性期にある患者に対して、必要に応じて早期のリハビリテーションを実施すること
- ・ 初期救急医療機関や精神科救急医療体制等と連携していること
- ・ 当該病院では対応できない重症救急患者への対応に備え、近隣のより適切な医療機関と連携すること
- ・ 統合型医療情報システム等を通じて、診療可能な日時や、診療機能を住民・消防機関等に周知すること
- ・ 医師、看護師、救急救命士等の医療従事者に対し、必要な研修を行うこと
- ・ 「救急病院等を定める省令」に基づき県知事により指定された救急病院であること

(3) 医療機関の例

- ・ 病院群輪番制病院、共同利用型病院
- ・ 救急告示医療機関

4 初期救急医療

(1) 目標

- ・ 患者の状態に応じた適切な救急医療を提供すること

(2) 医療機関に求められる事項

- ・ 救急医療の必要な患者に対し、外来診療を提供すること
- ・ 休日・夜間急患センターの設置や、在宅当番医制などと合わせて、地域で診療の空白時間が生じないように努めること
- ・ 病態に応じて速やかに患者を紹介できるよう、近隣の医療機関や精神科救急医療体制等と連携すること
- ・ 休日・夜間に対応できる薬局と連携していること
- ・ 自治体等との連携の上、診療可能時間や対応可能な診療科等について住民等に周知すること

(3) 住民等に求められる事項

- ・ 日頃からかかりつけ医を持ち、統合型医療情報システムや小児救急電話相談「#8000」、救急テレホンサービス、救急受診アプリ「Q助」により、適切な医療機関の受診、救急車の要請、他の交通手段の利用等を判断すること

(4) 医療機関の例

- ・ 休日・夜間急患センター
- ・ 在宅当番医制に参加する診療所
- ・ 休日歯科診療所
- ・ 在宅当番歯科医制に参加する歯科診療所

5 救命期後医療

(1) 目標

- ・ 合併症、後遺症のある患者に対して慢性期の医療を提供すること
- ・ 在宅等での療養を望む患者に対し医療機関からの退院を支援すること

(2) 医療機関等に求められる事項

- ・ 救急医療機関と連携し、人工呼吸器が必要な患者や、気管切開等のある患者を受け入れる体制を整備すること
- ・ 重度の脳機能障害(遷延性意識障害等)の後遺症を持つ患者を受け入れる体制を整備すること
- ・ 救命期を脱した救急患者で、精神疾患と身体疾患を合併した患者を受け入れる体制を整備すること
- ・ 生活機能の維持及び向上のためのリハビリテーション(訪問及び通所リハビリテーションを含む)が実施可能であること
- ・ 日常生活動作(A D L)の低下した患者に対し、在宅等での包括的な支援を行う体制を確保すること
- ・ 通院困難な患者の場合、訪問看護ステーション、薬局等と連携して在宅医療を実施すること、また介護サービスを調整すること
- ・ 救急医療機関及び在宅での療養を支援する医療機関等と診療情報や治療計画を共有するなどして連携すること
- ・ 診療所等の維持期における他の医療機関と、診療情報や治療計画を共有するなどして連携すること

(3) 医療機関の例

- ・ 療養病床を有する病院
- ・ 精神病床を有する病院
- ・ 回復期リハビリテーション病床や地域包括ケア病床を有する病院
- ・ 診療所
- ・ 訪問看護ステーション

6 救急医療

○ 医療機関の掲載基準

【基準1】第三次救急医療機関

救命救急センターを設置する病院

【基準2】第二次救急医療機関

以下のすべての項目に合致し、掲載の同意を得た医療機関

- ① 時間外救急診療が可能であり、必要に応じて入院診療を行うこと
- ② 救急搬送の受け入れが可能であること
- ③ 以下のいずれかに該当すること
 - ・ 病院群輪番制病院
 - ・ 救急告示医療機関
- ④ 夜間を含めた救急搬送の受け入れを相当数行っていること

【基準3】初期救急医療機関

以下のいずれかの項目に合致し、掲載の同意を得た医療機関

- ① 地域ごとの在宅当番医制に参加している医療機関
- ② 地域ごとに設置された休日夜間急患センター
- ③ 地域ごとの在宅当番歯科医制に参加している医療機関
- ④ 地域ごとに設置された休日歯科診療所

○ 医療機関一覧

■基準1（第三次救急医療機関）に該当する医療機関

（令和3年3月現在）

No.	市町村	医療機関名	備考
1	前橋市	前橋赤十字病院	高度救命救急センター
2	前橋市	群馬大学医学部附属病院	救命救急センター
3	高崎市	高崎総合医療センター	救命救急センター
4	太田市	太田記念病院	救命救急センター

※高度救命救急センター

広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者に対する救命医療を行うために必要な相当高度な診療機能を有する救命救急センター

※地域救命救急センター

専用病床が10床以上20床未満の救命救急センター

（1）前橋保健医療圏

■基準2（第二次救急医療機関）に該当する医療機関

（令和3年3月現在）

No.	市町村	医療機関名	備考
1	前橋市	前橋赤十字病院	告示・輪番
2	前橋市	群馬大学医学部附属病院	告示・輪番
3	前橋市	JCHO群馬中央病院	告示・輪番
4	前橋市	群馬県済生会前橋病院	告示・輪番
5	前橋市	県立心臓血管センター	告示・輪番
6	前橋市	前橋協立病院	告示
7	前橋市	善衆会病院	告示
8	前橋市	老年病研究所附属病院	告示
9	前橋市	富沢病院	告示
10	前橋市	上武呼吸器科内科病院	告示
11	前橋市	中嶋医院	告示
12	前橋市	赤城病院	告示

■基準3（初期救急医療機関）に該当する医療機関

（令和3年3月現在）

区分	医療機関名	備考
在宅当番制	医師会による休日在宅当番医制を実施	
休日夜間急患センター	前橋市夜間急病診療所	
休日歯科診療所	前橋市歯科医師会休日診療所	

（2）渋川保健医療圏

■基準2（第二次救急医療機関）に該当する医療機関

（令和3年3月現在）

No.	市町村	医療機関名	備考
13	渋川市	渋川医療センター	告示・輪番
14	渋川市	北毛病院	告示・輪番
15	渋川市	北関東循環器病院	告示・輪番
16	渋川市	関口病院	告示・輪番
17	渋川市	渋川中央病院	告示・輪番

■基準3（初期救急医療機関）に該当する医療機関

（令和3年3月現在）

区分	医療機関名	備考
在宅当番制	医師会による休日在宅当番医制を実施	
休日夜間急患センター	渋川地区広域圏夜間急病診療所	
休日歯科診療所	歯科医師会による休日在宅当番歯科医制を実施	

（3）伊勢崎保健医療圏

■基準2（第二次救急医療機関）に該当する医療機関

（令和3年3月現在）

No.	市町村	医療機関名	備考
18	伊勢崎市	伊勢崎佐波医師会病院	告示・輪番
19	伊勢崎市	伊勢崎市民病院	告示・輪番
20	伊勢崎市	石井病院	告示・輪番
21	伊勢崎市	美原記念病院	告示・輪番
22	伊勢崎市	鶴谷病院	告示・輪番
23	伊勢崎市	伊勢崎福島病院	告示・輪番
24	伊勢崎市	原病院	輪番
25	伊勢崎市	大島病院	輪番
26	伊勢崎市	角田病院	告示

■基準3（初期救急医療機関）に該当する医療機関

（令和3年3月現在）

区分	医療機関名	備考
在宅当番制	医師会による休日在宅当番医制を実施	
休日夜間急患センター	伊勢崎佐波医師会病院	
休日歯科診療所	伊勢崎佐波医師会休日歯科診療所	

(4) 高崎・安中保健医療圏

■基準2（第二次救急医療機関）に該当する医療機関

（令和3年3月現在）

No.	市町村	医療機関名	備考
27	高崎市	高崎総合医療センター	告示・輪番
28	高崎市	日高病院	告示・輪番
29	高崎市	黒沢病院	告示・輪番
30	高崎市	井上病院	告示・輪番
31	高崎市	野口病院	告示・輪番
32	高崎市	高崎中央病院	告示・輪番
33	高崎市	真木病院	告示・輪番
34	高崎市	第一病院	告示・輪番
35	安中市	須藤病院	告示・輪番
36	安中市	松井田病院	告示・輪番
37	高崎市	サンビエール病院	告示・輪番
38	高崎市	昭和病院	告示・輪番
39	高崎市	希望館病院	告示・輪番
40	高崎市	高崎ハートホスピタル	告示・輪番
41	高崎市	関越中央病院	告示・輪番
42	高崎市	中央群馬脳神経外科病院	告示
43	高崎市	榛名荘病院	告示
44	高崎市	はるな脳外科	告示
45	高崎市	高瀬クリニック	告示
46	安中市	公立碓氷病院	告示

■基準3（初期救急医療機関）に該当する医療機関

（令和3年3月現在）

区分	医療機関名	備考
在宅当番制	医師会による休日在宅当番医制を実施	
休日夜間急患センター	高崎市夜間休日急病診療所	
休日歯科診療所	高崎市休日応急歯科診療所	

(5) 藤岡保健医療圏

■基準2（第二次救急医療機関）に該当する医療機関

（令和3年3月現在）

No.	市町村	医療機関名	備考
47	藤岡市	公立藤岡総合病院	告示・輪番
48	藤岡市	くすの木病院	告示・輪番
49	藤岡市	光病院	告示・輪番
50	藤岡市	鬼石病院	告示・輪番
51	藤岡市	篠塚病院	輪番

■基準3（初期救急医療機関）に該当する医療機関

（令和3年3月現在）

区分	医療機関名	備考
在宅当番制	医師会による休日在宅当番医制を実施	
休日歯科診療所	歯科医師会による休日在宅当番歯科医制を実施	

(6) 富岡保健医療圏

■基準2（第二次救急医療機関）に該当する医療機関

（令和3年3月現在）

No.	市町村	医療機関名	備考
52	富岡市	公立富岡総合病院	告示・輪番
53	下仁田町	下仁田厚生病院	告示・輪番

■基準3（初期救急医療機関）に該当する医療機関

（令和3年3月現在）

区分	医療機関名	備考
休日夜間急患センター	富岡市甘楽郡医師会休日診療所	
休日歯科診療所	富岡甘楽歯科医師会口腔保健センター	

(7) 吾妻保健医療圏

■基準2（第二次救急医療機関）に該当する医療機関

（令和3年3月現在）

No.	市町村	医療機関名	備考
54	東吾妻町	原町赤十字病院	告示・輪番
55	中之条町	吾妻さくら病院	告示・輪番
56	長野原町	長生病院	告示・輪番
57	中之条町	田島病院	告示・輪番
58	長野原町	西吾妻福祉病院	告示・輪番
59	草津町	草津こまくさ病院	輪番
60	長野原町	櫻井医院	告示

■基準3（初期救急医療機関）に該当する医療機関

（令和3年3月現在）

区分	医療機関名	備考
在宅当番制	医師会による休日在宅当番医制を実施	

(8) 沼田保健医療圏

■基準2（第二次救急医療機関）に該当する医療機関

（令和3年3月現在）

No.	市町村	医療機関名	備考
61	沼田市	利根中央病院	告示・輪番
62	沼田市	沼田脳神経外科循環器科病院	告示・輪番
63	沼田市	沼田病院	告示・輪番
64	みなかみ町	月夜野病院	告示・輪番
65	沼田市	内田病院	告示・輪番
66	川場村	群馬パース病院	告示・輪番
67	みなかみ町	上牧温泉病院	告示・輪番

■基準3（初期救急医療機関）に該当する医療機関

（令和3年3月現在）

区分	医療機関名	備考
在宅当番制	医師会による休日在宅当番医制を実施	
休日夜間急患センター	沼田利根医師会休日夜間急患診療所	

(9) 桐生保健医療圏

■基準2（第二次救急医療機関）に該当する医療機関

（令和2年4月現在）

No.	市町村	医療機関名	備考
68	桐生市	桐生厚生総合病院	告示・輪番
69	みどり市	恵愛堂病院	告示・輪番
70	みどり市	東邦病院	告示・輪番
71	桐生市	高木病院	告示・輪番
72	桐生市	岩下病院	輪番

■基準3（初期救急医療機関）に該当する医療機関

（令和3年3月現在）

区分	医療機関名	備考
在宅当番制	医師会による休日在宅当番医制を実施	
休日夜間急患センター	桐生市医師会立平日夜間急病診療所	
休日歯科診療所	桐生市歯科医師会休日緊急歯科診療所	

(10) 太田・館林保健医療圏

■基準2（第二次救急医療機関）に該当する医療機関

（令和3年6月現在）

No.	市町村	医療機関名	備考
73	太田市	太田記念病院	告示・輪番
74	太田市	本島総合病院	告示・輪番
75	太田市	第一病院	告示・輪番
76	太田市	城山病院	告示・輪番
77	太田市	堀江病院	告示・輪番
78	太田市	イムス太田中央総合病院	告示・輪番
79	館林市	公立館林厚生病院	告示
80	館林市	慶友整形外科病院	告示
81	邑楽町	おうら病院	告示

■基準3（初期救急医療機関）に該当する医療機関

（令和3年3月現在）

区分	医療機関名	備考
在宅当番制	医師会による休日在宅当番医制を実施	
休日夜間急患センター	太田市平日夜間救急診療所 館林市夜間急病診療所	
休日歯科診療所	太田新田歯科医師会休日歯科診療所 館林邑楽歯科保健医療センター	

7 災害医療

○求められる医療機能

1 災害拠点病院

(1) 目標

- ・ 被災した際に、被害状況、診療継続可否等の情報を、EMIS等を用いて都道府県災害対策本部へ共有すること
- ・ 災害時においても、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有すること
- ・ 患者等の受入れ及び搬出を行う広域医療搬送に対応すること
- ・ 自己完結型の医療チーム（DMATを含む。）の派遣機能を有すること
- ・ 被災しても、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を含め、平時からの備えを行っていること

(2) 医療機関に求められる事項

基幹災害拠点病院は、都道府県において災害医療を提供する上での中心的な役割を担う。
地域災害拠点病院は、地域において中心的な役割を担う。

- ・ 災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な施設・設備、医療従事者を確保していること
- ・ 多数の患者に対応可能な居室や簡易ベッド等を有していること
- ・ 基幹災害拠点病院は病院の機能を維持するために必要な全ての施設、地域災害拠点病院は診療に必要な施設が耐震構造であること
- ・ 被災時においても電気、水、ガス等の生活必需基盤が維持可能であること
- ・ 災害時において必要な医療機能を発揮できるよう、自家発電機を保有していること
- ・ 災害時においても診療が継続できるよう、適切な容量の受水槽や井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、必要な水の確保に努めること
- ・ 飲料水・食料、医薬品、医療機材等を備蓄していること
- ・ 加えて、飲料水・食料、医薬品、医療機材等について、関係団体と協定を締結し、災害時に優先的に供給を受けられるようにしておくこと（ただし、医薬品等については、都道府県・関係団体間の協定等※において、災害拠点病院への対応が含まれている場合は除く。）
- ・ 基幹災害拠点病院においては、災害医療に精通した医療従事者の育成（都道府県医師会等とも連携した地域の医療従事者への研修を含む。）の役割を担うこと
- ・ 病院敷地内又は病院近接地にヘリコプターの離着陸場（ヘリポート）を有していること
- ・ EMISに加入しており、災害時にデータを入力する複数の担当者を事前に決めておき、訓練を行うことでその使用方法に精通していること
- ・ 複数の災害時の通信手段を確保するよう努めること
- ・ 被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を行うこと
- ・ 整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施す

ること

- ・ 災害急性期を脱した後も継続的に必要な医療を提供できるよう、日本医師会災害医療チーム（JMAT：Japan Medical Association Team）、日本赤十字社救護班等の医療関係団体の医療チームと定期的な訓練を実施するなど、適切な連携をとること
- ※ 医薬品等の供給確保については、厚生労働省防災業務計画により各都道府県において策定することとされている「医薬品等の供給、管理のための計画」に基づいて体制を整えておくこと

2 災害拠点病院以外の病院

(1) 目標

- ・ 被災した際に、被害状況、診療継続可否等の情報を、EMIS等を用いて都道府県災害対策本部へ共有すること
- ・ 被災をしても、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を含め、平時からの備えを行っていること

(2) 医療機関に求められる事項

- ・ 被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を行うよう努めること
- ・ 整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること
- ・ EMISへ登録し、自らの被災情報を被災地内に発信することができるよう備えること。
また、災害時にデータを入力する複数の担当者を事前に決めておき、訓練を行うことでその使用方法に精通していること
- ・ 災害急性期を脱した後も継続的に必要な医療を提供できるよう、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社救護班等の医療関係団体の医療チームと連携をとること

3 県

(1) 目標

- ・ 消防、警察等の関係機関や公共輸送機関等が、災害時において迅速に適切な対応がとれ、連携できること
- ・ 保健所管轄区域や市町村単位での保健所等を中心とした地域コーディネート体制を充実させることで、災害時に救護所、避難所の被災者に対して感染症のまん延防止、衛生面のケア、災害時要支援者へのサポート、メンタルヘルスケア等に関してより質の高いサービスを提供すること

(2) 自治体に求められる事項

- ・ 平時から、災害支援を目的としたDMAT、DPATの養成と派遣体制の構築に努めること
- ・ 災害医療コーディネート体制の構築要員（都道府県災害医療コーディネーター、災

害時小児周産期リエゾンを含む。)の育成に努めること

- ・ 災害時の医療チーム等の受入れも想定した災害訓練を実施すること。訓練においては、被災時の関係機関・関係団体と連携の上、都道府県としての体制だけでなく、保健所管轄区域や市町村単位等での保健所等を中心としたコーディネート体制についても確認を行うこと
- ・ 災害急性期を脱した後も避難所等の被災者に対して感染症のまん延防止、衛生面のケア、災害時要支援者へのサポート、メンタルヘルスケア等に関して継続的で質の高いサービスを提供できるよう、保健所を中心とした体制整備に平時から取り組むこと。
「大規模災害時におけるドクターヘリの運用体制構築に関わる指針について」(平成28年12月5日付け医政地発1205第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)を基に作成された災害時のドクターヘリの運用指針に則り、ドクターヘリの要請手順や自地域における参集拠点についても訓練等を通して確認を行うこと
- ・ 都道府県を超える広域医療搬送を想定した災害訓練の実施又は参加に努めること。
その際には、航空搬送拠点臨時医療施設の設置場所及び協力を行う医療機関との連携確認を行うこと

7 災害医療

○ 医療機関の掲載基準

【基準1】災害拠点病院

【基準2】DMAT指定医療機関

○ 医療機関一覧

【基準1（災害拠点病院）及び基準2（DMAT指定医療機関）に該当する医療機関】（令和2年3月現在）

基幹災害拠点病院

No.	市町村	医療機関名	対応地域
1	前橋市	前橋赤十字病院	前橋保健医療圏

地域災害拠点病院

No.	市町村	医療機関名	対応地域
2	前橋市	群馬県済生会前橋病院	前橋保健医療圏
3	前橋市	JCHO群馬中央病院	
4	前橋市	群馬大学医学部附属病院	
5	渋川市	渋川医療センター	渋川保健医療圏
6	伊勢崎市	伊勢崎市民病院	伊勢崎保健医療圏
7	伊勢崎市	伊勢崎佐波医師会病院	
8	高崎市	高崎総合医療センター	高崎・安中保健医療圏
9	高崎市	日高病院	
10	藤岡市	公立藤岡総合病院	藤岡保健医療圏
11	富岡市	公立富岡総合病院	富岡保健医療圏
12	東吾妻町	原町赤十字病院	吾妻保健医療圏
13	沼田市	沼田病院	沼田保健医療圏
14	沼田市	利根中央病院	
15	桐生市	桐生厚生総合病院	桐生保健医療圏
16	太田市	太田記念病院	太田・館林保健医療圏
17	館林市	公立館林厚生病院	

【基準2（DMAT指定医療機関）のみに該当する病院】（令和2年3月現在）

No.	市町村	医療機関名	備考
18	沼田市	沼田脳神経外科循環器科病院	

8 へき地医療

○求められる医療機能

1 へき地における医師等の確保

(1) 目標

無医地区等のへき地医療を担う医師及び看護師を確保すること

(2) 関係機関に求められる事項

- ・ へき地診療所等へ医師を派遣すること
- ・ へき地医療に従事する医師のキャリア形成支援を行うこと
- ・ 医療従事者の養成過程等における、へき地の医療への動機付けを行うこと

(3) 関係機関の例

- ・ 県
- ・ へき地医療支援機構
- ・ 医育機関
- ・ へき地診療所
- ・ へき地医療拠点病院

2 へき地における保健指導

(1) 目標

無医地区等において、保健指導を提供すること

(2) 関係機関に求められる事項

- ・ 地区の保健衛生状態を十分把握し、地区の実情に即した活動を行うこと
- ・ 生活習慣病予防や高齢者の健康管理を通じて、地域の人々の健康維持を支援すること

(3) 関係機関の例

- ・ 市町村

3 へき地における医療提供

(1) 目標

無医地区等において、地域住民の医療を確保すること

(2) 関係機関に求められる事項

- ・ プライマリ・ケアが可能な医師等がいること
- ・ 訪問診療や往診を実施すること
- ・ 緊急の内科的・外科的処置が可能なへき地医療拠点病院等と連携すること
- ・ 歯科の訪問診療や往診を実施すること

(3) 関係機関の例

- ・ へき地診療所
- ・ 無医地区等の近隣で診療を行う医科診療所、歯科診療所

4 へき地における医療提供の支援

(1) 目標

へき地において、広域的な連携により24時間365日急患や重篤な患者に対応できる医療提供体制を充実すること

(2) 関係機関に求められる事項

- ・ へき地診療所等からの救急患者や紹介患者の受け入れを円滑に行うこと
- ・ 無医地区等への巡回診療により、へき地住民の医療を確保すること
- ・ 医師の派遣や研修の受け入れなど、へき地診療所等との各種の連携に対応すること
- ・ 高度の診療機能を有し、へき地医療拠点病院の診療活動等を援助すること

(3) 関係機関の例

- ・ へき地医療拠点病院
- ・ 地域医療支援病院
- ・ 基幹型臨床研修病院
- ・ 高度救命救急センター、救命救急センター

8 へき地医療

○ 医療機関の掲載基準

■基準1 《へき地の診療を担う医療機関》

以下のいずれかの項目に合致し、掲載の同意を得た医療機関

- ①へき地診療所
- ②一人医師地区又はそれに準じる地域の医療機関
- ③無医地区、無歯科医地区等の近隣で診療を行う医療機関

■基準2 《へき地の診療を支援する医療機関》

以下のいずれかの項目に合致し、掲載の同意を得た医療機関

- ①へき地の診療を担う医療機関からの救急患者及び紹介患者を受け入れている医療機関
- ②へき地の診療を担う医療機関との連携に対応している(又は対応できる)医療機関

■基準3 《へき地の診療を専門的に支援する医療機関》

以下のいずれかの項目に合致し、掲載の同意を得た医療機関

- ①へき地医療拠点病院
- ②高度の診療機能を有し、へき地医療拠点病院の診療活動を支援できる医療機関

○ 医療機関一覧

なお、どの圏域のへき地であるのかにかかわらず、群馬県全体のへき地の医療を専門的に支援していく医療機関は以下のとおりです。

(令和2年3月現在)

No.	市町村	医療機関名	No.	市町村	医療機関名
1	前橋市	群馬大学医学部附属病院	6	前橋市	JCHO群馬中央病院
2	前橋市	県立心臓血管センター	7	高崎市	高崎総合医療センター
3	前橋市	前橋赤十字病院	8	伊勢崎市	県立精神医療センター
4	前橋市	群馬県済生会前橋病院	9	太田市	県立がんセンター
5	前橋市	老年病研究所附属病院	10	渋川市	県立小児医療センター

(1) 西部圏域

[高崎市、安中市、藤岡市、上野村、神流町、富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町]

【基準1】へき地の診療を担う医療機関

(令和2年3月現在)

No.	市町村	医療機関名	No.	市町村	医療機関名
1	高崎市	野邑医院	12	上野村	上野村へき地診療所
2	高崎市	関口歯科クリニック	13	上野村	上野村へき地歯科診療所
3	高崎市	矢口歯科医院	14	神流町	中里診療所
4	安中市	公立碓氷病院	15	神流町	万場診療所
5	安中市	松井田病院	16	神流町	神流町歯科診療所
6	安中市	公立碓氷病院細野出張診療所	17	下仁田町	下仁田厚生病院
7	安中市	公立碓氷病院入山出張診療所	18	下仁田町	本宿診療所
8	安中市	くろさわ医院	19	下仁田町	佐藤医院
9	安中市	田口医院	20	下仁田町	大沢クリニック
10	安中市	みやぐち医院	21	南牧村	大沢クリニックなんもく分院
11	安中市	こころ歯科	22	南牧村	大雄寺歯科医院

【基準2】へき地の診療を支援する医療機関

(令和2年3月現在)

No.	市町村	医療機関名	No.	市町村	医療機関名
1	高崎市	真木病院	7	藤岡市	藤岡眼科
2	高崎市	下和田クリニック	8	上野村	上野村へき地診療所
3	安中市	須藤病院	9	富岡市	武市眼科医院
4	藤岡市	篠塚病院	10	下仁田町	下仁田厚生病院
5	藤岡市	くすの木病院	11	下仁田町	大沢クリニック
6	藤岡市	鬼石病院	12	南牧村	大沢クリニックなんもく分院

【基準3】へき地の診療を専門的に支援する医療機関

(令和2年3月現在)

No.	市町村	医療機関名	No.	市町村	医療機関名
1	藤岡市	公立藤岡総合病院	2	富岡市	公立富岡総合病院

(2) 吾妻・渋川圏域

[中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町、渋川市、榛東村、吉岡町]

【基準1】へき地の診療を担う医療機関

(令和2年3月現在)

No.	市町村	医療機関名	No.	市町村	医療機関名
1	中之条町	中之条病院	15	高山村	中山診療所
2	中之条町	しまだ医院	16	東吾妻町	東吾妻町国民健康保険診療所
3	中之条町	けんもち医院	17	東吾妻町	小池医院
4	中之条町	四万へき地診療所	18	東吾妻町	大戸診療所
5	中之条町	六合診療所(医科・歯科)	19	東吾妻町	外丸歯科医院
6	長野原町	長生病院	20	渋川市	県立小児医療センター
7	長野原町	西吾妻福祉病院	21	渋川市	関口医院
8	長野原町	長野原町へき地診療所	22	渋川市	母心堂平形医院眼科
9	長野原町	櫻井医院	23	渋川市	本沢医院
10	長野原町	あさだ歯科医院	24	渋川市	渋川伊香保分院
11	嬭恋村	桜井クリニック	25	渋川市	有馬クリニック
12	嬭恋村	嬭恋村国民健康保険診療所	26	渋川市	クリニックオガワ
13	嬭恋村	安斉歯科医院	27	渋川市	川島医院
14	草津町	布施医院	28	渋川市	渋川市国民健康保険あかぎ診療所

【基準2】へき地の診療を支援する医療機関

(令和2年3月現在)

No.	市町村	医療機関名	No.	市町村	医療機関名
1	中之条町	中之条病院	5	東吾妻町	原町赤十字病院
2	中之条町	群馬リハビリテーション病院	6	渋川市	北関東循環器病院
3	長野原町	長生病院	7	渋川市	母心堂平形医院眼科
4	長野原町	長野原町へき地診療所			

【基準3】へき地の診療を専門的に支援する医療機関

(令和2年3月現在)

No.	市町村	医療機関名	No.	市町村	医療機関名
1	長野原町	西吾妻福祉病院	2	渋川市	渋川医療センター

(3) 利根沼田圏域

[沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町]

【基準1】へき地の診療を担う医療機関

(令和2年3月現在)

No.	市町村	医療機関名	No.	市町村	医療機関名
1	沼田市	内田病院	13	沼田市	うえた歯科医院
2	沼田市	沼田脳神経外科循環器科病院	14	片品村	星野医院
3	沼田市	沼田病院	15	片品村	片品診療所
4	沼田市	矢内整形外科医院	16	昭和村	森下診療所
5	沼田市	江森内科医院	17	みなかみ町	月夜野病院
6	沼田市	沼田キラリ眼科	18	みなかみ町	上牧温泉病院
7	沼田市	利根中央診療所	19	みなかみ町	竹内医院
8	沼田市	しめぎ整形外科クリニック	20	みなかみ町	山本医院
9	沼田市	さこだクリニック	21	みなかみ町	水上医院
10	沼田市	久保産婦人科医院	22	みなかみ町	片野歯科医院
11	沼田市	皇海診療所	23	みなかみ町	倉品歯科医院
12	沼田市	浅沼歯科医院			

【基準2】へき地の診療を支援する医療機関

(令和2年3月現在)

No.	市町村	医療機関名	No.	市町村	医療機関名
1	沼田市	矢内整形外科医院	3	みなかみ町	月夜野病院
2	川場村	川場診療所			

【基準3】へき地の診療を専門的に支援する医療機関

(令和2年3月現在)

No.	市町村	医療機関名	No.	市町村	医療機関名
1	沼田市	沼田脳神経外科循環器科病院	3	沼田市	利根中央病院
2	沼田市	沼田病院			

9 周産期医療

○求められる医療機能

1 一般分娩取扱医療機関

(1) 目標

- ・ 低リスク分娩（帝王切開術を含む）に対応すること
- ・ 妊婦健診等を含めた分娩前後の診療を行うこと
- ・ リスクの高い分娩や急変時には地域周産期母子医療センター等へ迅速に搬送すること

(2) 医療機関に求められる事項

- ・ 産科に必要とされる検査、診断、治療が実施可能であること
- ・ 正常分娩を安全に実施可能であること
- ・ 他の医療機関との連携により、合併症や、帝王切開術その他の手術に適切に対応できること
- ・ 妊産婦のメンタルヘルスに対応可能であること
- ・ 緊急時の搬送にあたっては、周産期医療情報システム等を活用し、病態や緊急度に応じて適切な医療機関を選定すること。また平時から高次施設との連携体制を構築すること

(3) 医療機関の例

- ・ 分娩を取り扱う医療機関

2 地域周産期母子医療センター

2-1 協力医療機関

(1) 目標

- ・ 異常のある妊娠・分娩・新生児の治療管理を行うこと
- ・ 比較的軽度な異常を伴う妊婦・新生児又は周産期母子医療センターから回復した妊婦・新生児を受け入れること

(2) 医療機関に求められる事項

ア 機能

- ・ 異常のある妊娠・分娩・新生児の治療管理を行うこと
- ・ 周産期母子医療センターの適切な運営をサポートするため、比較的軽度な異常を伴う妊婦・新生児又は周産期母子医療センターから回復した妊婦・新生児を受け入れること

イ 職員

- ・ 小児科（新生児医療を担当するもの）については、24時間体制を確保するために必要な職員が勤務していることが望ましい
- ・ 産科を有する場合は、帝王切開術が必要な場合に迅速に手術への対応が可能となるような医師及びその他各種職員が勤務していることが望ましい
- ・ 各医療機関において設定した水準の新生児医療を提供するために必要な看護師が適当

数勤務していることが望ましい

(3) 医療機関の例

- ・ 県が認定した協力医療機関

2-2 地域周産期母子医療センター

(1) 目標

- ・ 周産期に係る比較的高度な医療行為を実施すること
- ・ 24時間体制での周産期救急医療（緊急帝王切開術、その他の緊急手術を含む。）に対応すること

(2) 医療機関に求められる事項

ア 機能

- ・ 産科及び小児科（新生児診療を担当するもの）等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設を県が認定するものである。ただし、NICUを備える小児専門病院等であって、県が適当と認める医療施設については、産科を備えていないものであっても、地域周産期母子医療センターとして認定することができるものとする
- ・ 地域周産期医療関連施設等からの救急搬送や総合周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等との連携を図るものとする

イ 施設数

- ・ 二．五次保健医療圏（本冊 第3章第1節を参照）に1か所又は必要に応じそれ以上整備することが望ましい。

ウ 診療科目

- ・ 産科及び小児科（新生児医療を担当するもの）を有するものとし、麻酔科及びその他関連診療科を有することが望ましい。ただし、NICUを備える小児専門病院等であって、県が適当と認める医療施設については、産科を有していなくても差し支えないものとする

エ 設備

- ・ 産科を有する場合は、次に掲げる設備を備えることが望ましい
 - i 緊急帝王切開術等の実施に必要な医療機器
 - ii 分娩監視装置
 - iii 超音波診断装置（カラードップラー機能を有するものに限る）
 - iv 微量輸液装置
 - v その他産科医療に必要な設備
- ・ 小児科等には新生児病室を有し、次に掲げる設備を備えるNICUを設けることが望ましい
 - i 新生児用呼吸循環監視装置
 - ii 新生児用人工換気装置
 - iii 保育器
 - iv その他新生児集中治療に必要な設備

オ 職員

- ・ 小児科（新生児医療を担当するもの）については、24時間体制を確保するために必要な職員
- ・ 産科を有する場合は、帝王切開術が必要な場合に迅速（おおむね30分以内）に手術への対応が可能となるような医師（麻酔科医を含む。）及びその他の各種職員
- ・ 新生児病室については、次に掲げる職員
 - i 24時間体制で病院内に小児科を担当する医師が勤務していること
 - ii 各地域周産期母子医療センターにおいて設定した水準の新生児医療を提供するために必要な看護師が適当数勤務していること
 - iii 臨床心理士等の臨床心理技術者を配置すること
 - iv NICUを有する場合は入院児支援コーディネーターを配置することが望ましい

カ 連携機能

- ・ 総合周産期母子医療センターからの戻り搬送の受入れ、オープンシステム・セミオープンシステム等の活用、合同症例検討会等の開催等により、総合周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等と連携を図るものとする

(3) 医療機関の例

- ・ 地域周産期母子医療センター

3 総合周産期母子医療センター

(1) 目標

- ・ 合併症妊娠、胎児・新生児異常等母体又は児にリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等を行うことができるとともに、必要に応じて当該施設の関係診療科又は他の施設と連携し、産科合併症以外の合併症を有する母体に対応すること
- ・ 周産期医療体制の中核として地域周産期医療関連施設等との連携を図ること

(2) 医療機関に求められる事項

ア 機能

- ・ 相当規模のMFICUを含む産科病棟及びNICUを含む新生児病棟を備え、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠（重症妊娠高血圧症候群、切迫早産等）、胎児・新生児異常（超低出生体重児、先天異常児等）等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができるとともに、必要に応じて当該施設の関係診療科又は他の施設と連携し、脳血管疾患、心疾患、敗血症、外傷、精神疾患等を有する母体に対応することができる医療施設を県が指定するものである
- ・ 地域周産期医療関連施設等からの救急搬送を受け入れるなど、周産期医療体制の中核として地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等との連携を図るものとする

イ 施設数

- ・ 原則として、三次医療圏に1か所以上整備するものとする。

ウ 診療科目

- ・ 産科及び新生児医療を専門とする小児科（MFICU及びNICUを有するものに限る）、麻酔科その他の関係診療科を有するものとする

エ 関係診療科との連携

- ・ 当該施設の関係診療科（当該施設で対応できない場合は関係医療機関）と日頃から緊密な連携を図るものとする

オ 設備

- ・ MFICUには、次に掲げる設備を備えるものとする。なお、MFICUは、必要に応じ個室とするものとする
 - i 分娩監視装置
 - ii 呼吸循環監視装置
 - iii 超音波診断装置（カラードップラー機能を有するものに限る）
 - iv その他母体・胎児集中治療に必要な設備
- ・ NICUには、次に掲げる装置を備えるものとする
 - i 新生児用呼吸循環監視装置
 - ii 新生児用人工換気装置
 - iii 超音波診断装置（カラードップラー機能を有するものに限る）
 - iv 新生児搬送用保育器
 - v その他新生児集中治療に必要な設備
- ・ GCUには、NICUから退出した児並びに輸液、酸素投与等の処置及び心拍呼吸監視装置の使用を必要とする新生児の治療に必要な設備を備えるものとする
- ・ 新生児と家族の愛着形成を支援するため、長期間入院する新生児を家族が安心して見守れるよう、NICU、GCU等への入室面会及び母乳保育を行うための設備、家族宿泊施設等を備えることが望ましい
- ・ 医師の監視の下に母体又は新生児を搬送するために必要な患者監視装置、人工呼吸器等の医療機器を搭載した周産期医療に利用し得るドクターカーを必要に応じ整備するものとする
- ・ 血液一般検査、血液凝固系検査、生化学一般検査、血液ガス検査、輸血用検査、エックス線検査、超音波診断装置（カラードップラー機能を有するものに限る。）による検査及び分娩監視装置による連続的な監視が常時可能であるものとする

カ 病床数

- ・ MFICUは6床以上とする
- ・ NICUは12床以上とする
- ・ MFICUの後方病室（一般産科病床等）は、MFICUの2倍以上の病床数を有することが望ましい
- ・ GCUは、NICUの2倍以上の病床数を有することが望ましい

キ 職員

- ・ MFICU
 - i 24時間体制で産科を担当する複数（病床数が6床以下であって別途オンコールによる対応ができる者が確保されている場合にあっては1名）の医師が勤務していること
 - ii MFICUの全病床を通じて常時3床に1名の助産師又は看護師が勤務していること
- ・ NICU

- i 24時間体制で新生児医療を担当する医師が勤務していること。なお、NICUの病床数が16床以上である場合は、24時間体制で新生児医療を担当する複数の医師が勤務していることが望ましい
 - ii 常時3床に1名の看護師が勤務していること
 - iii 臨床心理士等の臨床心理技術者を配置すること
- ・ GCUには、常時6床に1名の看護師が勤務していること
- ・ 麻酔科医を配置すること
- ・ NICU、GCU等に長期入院している児童について、その状態に応じた望ましい療育・療養環境への円滑な移行を図るため、新生児医療、地域の医療施設、訪問看護ステーション、療育施設・福祉施設、在宅医療・福祉サービス等に精通した看護師、社会福祉士等を次に掲げる業務を行うNICU入院児支援コーディネーターとして配置することが望ましい
 - i NICU、GCU等の長期入院児の状況把握
 - ii 望ましい移行先（他医療施設、療育施設・福祉施設、在宅等）との連携及び調整
 - iii 在宅等への移行に際する個々の家族のニーズに合わせた支援プログラムの作成並びに医療的・福祉的環境の調整及び支援
 - iv その他望ましい療育・療養環境への移行に必要な事項

ク 連携機能

- ・ オープンシステム・セミオープンシステム等の活用、救急搬送の受入れ、合同症例検討会の開催等により、地域周産期母子医療センターその他の地域で分娩を取り扱う全ての周産期医療関連施設等と連携を図るものとする

ケ 災害対策

- ・ 災害時を見据えて業務継続計画を策定すること。また、県内のみならず近隣都県の被災時においても、災害時小児周産期リエゾン等を介して物資や人員の支援を積極的に担うこと

(3) 医療機関の例

- ・ 総合周産期母子医療センター

4 療養・療育支援

(1) 目標

- ・ 周産期医療関連施設を退院した障害児等が生活の場（施設を含む。）で療養・療育できる体制を提供すること（地域の保健・福祉との連携等）
- ・ 在宅において療養・療育を行っている児の家族に対する支援を実施すること

(2) 医療機関に求められる事項

- ・ 周産期医療関連施設等と連携し、人工呼吸器の管理が必要な児や、気管切開等のある児の受入れが可能であること
- ・ 児の急変時に備え、救急対応可能な病院等との連携が図れていること
- ・ 訪問看護ステーション、薬局、福祉サービス事業者及び自治体等との連携により、医療、保健、福祉サービス及びレスパイト入院の受入れ等を調整し、地域で適切に療養・

療育できる体制を提供すること

- ・ 地域又は総合周産期母子医療センター等の周産期医療関連施設等と連携し、療養・療育が必要な児の情報（診療情報や治療計画等）を共有していること
- ・ 医療型障害児入所施設等の自宅以外の場においても、障害児の適切な療養・療育を支援すること
- ・ 家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること

(3) 医療機関の例

- ・ 医療型障害児入所施設
- ・ 在宅医療を行っている医療機関
- ・ 訪問看護ステーション
- ・ 日中一時支援施設

9 周産期医療

○ 医療機関の掲載基準

【基準1】総合周産期母子医療センター ※全圏域（注）に掲載

- ① リスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療が提供できる
- ② 他の施設と連携して母体合併症に対応できる

【基準2】地域周産期母子医療センター ※圏域ごとに掲載

- ① 産科及び小児科を備え、周産期に係る比較的高度な医療が提供できる
- ② 周産期救急医療（緊急帝王切開術、その他の緊急手術を含む。）に対応できる

※群馬大学医学部附属病院は、総合周産期母子医療センターに準ずるものとして、全圏域に掲載します

【基準3】協力医療機関 ※圏域ごとに掲載

- ① 異常のある妊娠・分娩・新生児の治療管理を行うことができる
- ② 比較的軽度な異常を伴う妊婦・新生児又は周産期母子医療センターから回復した妊婦・新生児を受け入れることができる

【基準4】分娩取扱医療機関 ※圏域ごとに掲載

- ① 低リスク分娩（帝王切開術を含む）に対応できる

【基準5】日中一時支援施設 ※全圏域に掲載

- ① 在宅医療未熟児等一時受入事業を実施している医療機関

※他の療養・療育及び小児等在宅医療関係医療機関は、「10 小児医療」に掲載します

注）本県では、4つの圏域（二、五次保健医療圏）を設定し、周産期医療機関の連携体制を構築しています

○ 医療機関一覧

（1）中部圏域 [前橋市、渋川市、榛東村、吉岡町、伊勢崎市、玉村町]

【基準1に該当する医療機関】

総合周産期母子医療センター

（令和3年3月現在）

No.	市町村	医療機関名	備考
1	渋川市	県立小児医療センター	母体合併症（精神疾患を含む）については、地域周産期母子医療センターにおいて対応する

【基準2に該当する医療機関】

地域周産期母子医療センター

（令和3年3月現在）

No.	市町村	医療機関名	備考
1	前橋市	群馬大学医学部附属病院	
2	前橋市	前橋赤十字病院	
3	前橋市	JCHO群馬中央病院	

【基準3に該当する医療機関】

協力医療機関

(令和3年3月現在)

No.	市町村	医療機関名	備考
1	伊勢崎市	伊勢崎市民病院	

【基準4に該当する医療機関】

分娩取扱医療機関

(令和3年3月現在)

No.	市町村	医療機関名	備考
1	前橋市	横田マタニティーホスピタル	
2	前橋市	小沢医院	
3	前橋市	神岡産婦人科医院	
4	前橋市	マザーズクリニックTAMURA	
5	伊勢崎市	新生産婦人科医院	
6	伊勢崎市	フクイ産婦人科クリニック	
7	伊勢崎市	あかつきウィメンズクリニック	

【基準5に該当する医療機関】

日中一時支援施設

(令和3年3月現在)

No.	市町村	医療機関名	備考
1	渋川市	県立小児医療センター	
2	桐生市	桐生厚生総合病院	

(2) 西部圏域 [高崎市、安中市、藤岡市、上野村、神流町、富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町]

【基準1に該当する医療機関】

総合周産期母子医療センター

(令和3年3月現在)

No.	市町村	医療機関名	備考
1	渋川市	県立小児医療センター	母体合併症（精神疾患を含む）については、地域周産期母子医療センターにおいて対応する

【基準2に該当する医療機関】

地域周産期母子医療センター

(令和3年3月現在)

No.	市町村	医療機関名	備考
1	前橋市	群馬大学医学部附属病院	
2	高崎市	高崎総合医療センター	
3	藤岡市	公立藤岡総合病院	

【基準3に該当する医療機関】

協力医療機関

(令和3年3月現在)

No.	市町村	医療機関名	備考
1	富岡市	公立富岡総合病院	

【基準4に該当する医療機関】

分娩取扱医療機関

(令和3年3月現在)

No.	市町村	医療機関名	備考
1	高崎市	産婦人科館出張佐藤病院	
2	高崎市	斎川産婦人科医院	
3	高崎市	セントラルレディースクリニック	
4	高崎市	田村産婦人科	
5	高崎市	松原医院	
6	高崎市	いしもとレディースクリニック	
7	藤岡市	光病院	

【基準5に該当する医療機関】

日中一時支援施設

(令和3年3月現在)

No.	市町村	医療機関名	備考
1	渋川市	県立小児医療センター	
2	桐生市	桐生厚生総合病院	

(3) 北部圏域

[中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町、沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、渋川市、榛東村、吉岡町、前橋市]

【基準1に該当する医療機関】

総合周産期母子医療センター

(令和3年3月現在)

No.	市町村	医療機関名	備考
1	渋川市	県立小児医療センター	母体合併症（精神疾患を含む）については、地域周産期母子医療センターにおいて対応する

【基準2に該当する医療機関】

地域周産期母子医療センター

(令和3年3月現在)

No.	市町村	医療機関名	備考
1	前橋市	群馬大学医学部附属病院	
2	前橋市	前橋赤十字病院	
3	前橋市	JCHO群馬中央病院	

【基準3に該当する医療機関】

協力医療機関

(令和3年3月現在)

No.	市町村	医療機関名	備考
1	沼田市	利根中央病院	

【基準4に該当する医療機関】

分娩取扱医療機関

(令和3年3月現在)

No.	市町村	医療機関名	備考
1	渋川市	渋川中央病院	
2	渋川市	クリニックオガワ	
3	前橋市	横田マタニティーホスピタル	
4	前橋市	小沢医院	
5	前橋市	神岡産婦人科医院	
6	前橋市	マザーズクリニックTAMURA	

【基準5に該当する医療機関】

日中一時支援施設

(令和3年3月現在)

No.	市町村	医療機関名	備考
1	渋川市	県立小児医療センター	
2	桐生市	桐生厚生総合病院	

(4) 東部圏域

[桐生市、みどり市、太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町]

【基準1に該当する医療機関】

総合周産期母子医療センター

(令和3年3月現在)

No.	市町村	医療機関名	備考
1	渋川市	県立小児医療センター	母体合併症（精神疾患を含む）については、地域周産期母子医療センターにおいて対応する

【基準2に該当する医療機関】

地域周産期母子医療センター

(令和3年3月現在)

No.	市町村	医療機関名	備考
1	前橋市	群馬大学医学部附属病院	
2	桐生市	桐生厚生総合病院	
3	太田市	太田記念病院	

【基準 4 に該当する医療機関】

分娩取扱医療機関

(令和3年3月現在)

No.	市町村	医療機関名	備考
1	桐生市	たかのす診療所	
2	太田市	岩崎医院	
3	太田市	伊藤産婦人科	
4	太田市	藤井レディースクリニック	
5	館林市	真中医院	

<参考>分娩取扱助産所

(令和3年3月現在)

No.	市町村	医療機関名	備考
1	桐生市	アルモア助産院	
2	太田市	鈴木助産院	

【基準 5 に該当する医療機関】

日中一時支援施設

(令和3年3月現在)

No.	市町村	医療機関名	備考
1	渋川市	県立小児医療センター	
2	桐生市	桐生厚生総合病院	